

別紙 「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について」の一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: right;">児 発 第 4 5 0 号 昭 和 6 2 年 5 月 2 0 日</p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 4 5 0 号 昭 和 6 2 年 5 月 2 0 日</p>
<p>[一部改正]昭和63年4月7日 児発第321号 平成元年5月29日 児発第390号の3 平成2年6月7日 児発第475号の5 平成4年4月10日 児発第382号の7 平成5年4月9日 児発第331号の7 平成6年6月29日 児発第639号の4 平成7年4月3日 児発第371号の7 平成8年6月24日 児発第618号の7 平成9年5月28日 児発第375号 平成10年6月12日 児発第457号 平成11年4月1日 児発第321号 平成11年4月30日 児発第418号 平成12年5月19日 児発第520号の2 平成13年8月2日 雇児発第507号の2 平成14年11月11日 雇児発第1111005号 平成15年5月23日 雇児発第0523004号の2 平成16年7月16日 雇児発第0716004号 平成17年6月1日 雇児発第0601005号 平成17年10月28日 雇児発第1028005号の2 平成18年6月27日 雇児発第0627009号 平成19年7月25日 雇児発第0725001号の6 平成20年6月12日 雇児発第0612014号の5 平成21年6月29日 雇児発第0629001号の5 平成22年5月18日 雇児発0518第5号 平成23年6月17日 雇児発0617第17号 平成24年4月5日 雇児発0405第5号 平成25年5月24日 雇児発0524第2号 平成26年6月2日 雇児発0602第2号 平成27年12月11日 雇児発1211第6号 平成28年6月20日 雇児発0620第18号 <u>令和2年3月6日 子発0306第4号</u></p>	<p>[一部改正]昭和63年4月7日 児発第321号 平成元年5月29日 児発第390号の3 平成2年6月7日 児発第475号の5 平成4年4月10日 児発第382号の7 平成5年4月9日 児発第331号の7 平成6年6月29日 児発第639号の4 平成7年4月3日 児発第371号の7 平成8年6月24日 児発第618号の7 平成9年5月28日 児発第375号 平成10年6月12日 児発第457号 平成11年4月1日 児発第321号 平成11年4月30日 児発第418号 平成12年5月19日 児発第520号の2 平成13年8月2日 雇児発第507号の2 平成14年11月11日 雇児発第1111005号 平成15年5月23日 雇児発第0523004号の2 平成16年7月16日 雇児発第0716004号 平成17年6月1日 雇児発第0601005号 平成17年10月28日 雇児発第1028005号の2 平成18年6月27日 雇児発第0627009号 平成19年7月25日 雇児発第0725001号の6 平成20年6月12日 雇児発第0612014号の5 平成21年6月29日 雇児発第0629001号の5 平成22年5月18日 雇児発0518第5号 平成23年6月17日 雇児発0617第17号 平成24年4月5日 雇児発0405第5号 平成25年5月24日 雇児発0524第2号 平成26年6月2日 雇児発0602第2号 平成27年12月11日 雇児発1211第6号 平成29年6月20日 雇児発0620第18号</p>
<p>都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 中 核 市 市 長</p> <p style="text-align: right;">厚生省児童家庭局長</p>	<p>都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 中 核 市 市 長</p> <p style="text-align: right;">厚生省児童家庭局長</p>

改正後	現行
<p data-bbox="197 293 1010 320">児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について</p> <p data-bbox="91 387 1120 507">標記については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内児童福祉施設に対し周知徹底のうえ、格段のご指導を願いたい。</p> <p data-bbox="91 512 1120 600">おって、昭和55年10月1日児発第858号本職通知「児童福祉施設及び精神薄弱者援護施設における地域参加・交流促進費について」は、廃止する。ただし、昭和61年度以前分の取扱いについては、なお従前の例による。</p>	<p data-bbox="1240 293 2054 320">児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について</p> <p data-bbox="1135 387 2163 507">標記については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内児童福祉施設に対し周知徹底のうえ、格段のご指導を願いたい。</p> <p data-bbox="1135 512 2163 600">おって、昭和55年10月1日児発第858号本職通知「児童福祉施設及び精神薄弱者援護施設における地域参加・交流促進費について」は、廃止する。ただし、昭和61年度以前分の取扱いについては、なお従前の例による。</p>

改正後	現行
<p data-bbox="80 197 1124 239">別紙</p> <p data-bbox="443 261 761 287" style="text-align: center;">施設機能強化推進費実施要綱</p> <p data-bbox="80 357 210 411">第1 目的 (略)</p> <p data-bbox="80 670 259 695">第2 一般事業</p> <p data-bbox="112 702 376 727">1 事業の種類及び内容</p> <p data-bbox="134 734 232 759">(1) 種類</p> <p data-bbox="156 766 264 791">① (略)</p> <p data-bbox="156 919 264 944">② (略)</p> <p data-bbox="156 1015 264 1040">③ (略)</p> <p data-bbox="134 1046 232 1104">(2) 内容 (略)</p> <p data-bbox="112 1136 282 1193">2 事業の選択 (略)</p> <p data-bbox="112 1232 304 1289">3 加算の方法等 (略)</p>	<p data-bbox="1124 197 2170 239">別紙</p> <p data-bbox="1482 261 1800 287" style="text-align: center;">施設機能強化推進費実施要綱</p> <p data-bbox="1124 357 1254 383">第1 目的</p> <p data-bbox="1151 389 2163 600">児童福祉施設において、(1)施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所児(者)の生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意欲の助長を図るため、(2)施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難・誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図るため、(3)児童養護施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、施設退所後の児童の社会的自立の促進を図るため、施設機能の充実強化を推進する。</p> <p data-bbox="1124 670 1303 695">第2 一般事業</p> <p data-bbox="1151 702 1420 727">1 事業の種類及び内容</p> <p data-bbox="1173 734 1272 759">(1) 種類</p> <p data-bbox="1196 766 1518 791">① 社会復帰等自立促進事業</p> <p data-bbox="1218 798 1706 823">ア. 施設入所児等社会(家庭)復帰促進事業</p> <p data-bbox="1218 829 1518 855">イ. 心身機能低下防止事業</p> <p data-bbox="1218 861 1518 887">ウ. 処遇困難事例研究事業</p> <p data-bbox="1218 893 1541 919">エ. 社会体験・就労体験事業</p> <p data-bbox="1196 925 1442 951">② 専門機能強化事業</p> <p data-bbox="1218 957 1491 983">ア. 養育機能等強化事業</p> <p data-bbox="1218 989 1469 1015">イ. 広域入所促進事業</p> <p data-bbox="1196 1021 1491 1046">③ 総合防災対策強化事業</p> <p data-bbox="1173 1053 1272 1078">(2) 内容</p> <p data-bbox="1196 1085 1344 1110">別表のとおり</p> <p data-bbox="1151 1136 1330 1161">2 事業の選択</p> <p data-bbox="1196 1168 1957 1193">事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。</p> <p data-bbox="1151 1232 1352 1257">3 加算の方法等</p> <p data-bbox="1173 1264 2163 1385">事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事(指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は、次の方法により加算すること。</p> <p data-bbox="1173 1391 2163 1481">なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相応の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所児(者)処遇等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること。</p>

改正後	現行
<p>第3 特別事業</p> <p>1 児童養護施設分園型自活訓練事業（以下「分園型事業」という。）</p> <p>(1) 事業の内容等</p> <p>ア 対象児童 （略）</p> <p>イ 対象施設等 （略）</p> <p>(ア) （略）</p> <p>(イ) （略）</p> <p>(ウ) （略）</p> <p>(エ) （略）</p> <p>(エ) （略）</p> <p>ウ 対象児童の居住場所 （略）</p> <p>エ 訓練期間・対象人員 （略）</p> <p>オ 事業の実施及び訓練の内容 （略）</p> <p>(2) 加算の方法等 （略）</p>	<p>第3 特別事業</p> <p>1 児童養護施設分園型自活訓練事業（以下「分園型事業」という。）</p> <p>(1) 事業の内容等</p> <p>ア 対象児童 分園型事業の対象児童は、児童養護施設に入所している児童であって、退所前の一定期間に自立のための個別指導訓練を行うことが、効果的であると施設長が認める児童であること。 施設長は、対象児童を選定したときは、速やかに都道府県知事及び関係者に通知すること。</p> <p>イ 対象施設等 分園型事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式2により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。 (ア) 当該施設において「最低基準」が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 (イ) 入所率の高い施設を優先すること。なお、4月1日現在の入所率は原則として90%を下回らないことが望ましいこと。（ただし、極端に低いものは認められないこと） (ウ) 本体施設の一部を分園とするものは認められないこと。 (エ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。</p> <p>ウ 対象児童の居住場所 指定施設の敷地外の独立家屋又はアパート等とし、通常の生活に必要な設備を有すること。</p> <p>エ 訓練期間・対象人員 訓練期間は、退所予定日前のおおむね1年間とし、定員は、認可定員のうち6人程度とすること。</p> <p>オ 事業の実施及び訓練の内容 分園型事業の全般についての実務上の責任者（事業担当責任者）を配置し、次の指導項目についてあらかじめ個別指導訓練計画を定め、児童の社会的自立に向けて生活指導等を行うこと。 また、夜間において児童だけの生活とならないよう職員の配置を考慮すること。 ・自活のための生活指導 ・職業適性を高める指導 ・社会参加のための準備指導 ・学習指導 ・余暇の活用指導</p> <p>(2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容1、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p>

改正後	現行
<p>ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、1施設当たり年額4,831,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>2 家族療法事業</p> <p>(1) 事業の内容等</p> <p>ア 実施施設 この事業は、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。</p> <p>イ 対象児童及び家族 (略) (ア) (略) (イ) (略)</p> <p>ウ 対象施設等 (略) (ア) (略) (イ) (略)</p> <p>エ 設 備 (略)</p> <p>オ 事業の実施及び内容 (略)</p> <p>(2) 加算の方法等 (略)</p>	<p>ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、1施設当たり年額4,761,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。</p> <p>イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。</p> <p style="text-align: center;">加算額＝分園型事業費加算分保護単価 (10円未満については四捨五入) ×その施設の5月初日の定員</p> <p style="text-align: center;"> $\left[\begin{array}{l} \text{分園型事業費加算分保護単価} \\ \text{(10円未満については四捨五入)} \\ \text{= 1施設当たりの年額} \div \text{その施設の5月初日の定員} \end{array} \right]$ </p> <p>2 家族療法事業</p> <p>(1) 事業の内容等</p> <p>ア 実施施設 この事業は、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。</p> <p>イ 対象児童及び家族 この事業の対象者は、次の児童及びその家族とすること。 (ア) 実施施設に措置されている児童とその家族で、施設長が必要と認めたものであること。 (イ) 児童相談所、家庭児童相談室、実施施設等に相談があった在宅のひきこもり児童等とその家族で、都道府県知事が必要であると認めたものであること。</p> <p>ウ 対象施設等 この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式4により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。 (ア) 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 (イ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。</p> <p>エ 設 備 必要に応じて、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設けること。</p> <p>オ 事業の実施及び内容 対象児童等に対し、3か月から6か月を単位とした治療計画をたて面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行うこと。</p> <p>(2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、</p>

改正後	現行
<p>ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて1施設当たり次の額を限度とする。ただし年度内における実施延家族数が、年間75家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。</p> <p>(ア) 実施延家族数が年間125家族以上 年額 <u>2,014,000</u>円 (イ) 実施延家族数が年間125家族未満 年額 <u>1,007,000</u>円 イ (略)</p> <p>3 施設入所児童家庭生活体験事業 (1) 事業の内容等 ア 対象児童 本事業の対象児童は、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び<u>児童心理</u>治療施設の措置児童であって、里親あるいはボランティア家庭等（以下「委託家庭」という。）で家庭生活を体験させることが適当であると施設長が認める児童であること。なお、保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童、保護者がいる場合でも養育拒否等家庭復帰が見込まれない児童を優先すること。</p> <p>イ 対象施設等 (略)</p> <p>ウ 事業の実施及び内容 (略)</p> <p>(2) 加算の方法等 (略)</p> <p>ア (略)</p>	<p>当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて1施設当たり次の額を限度とする。ただし年度内における実施延家族数が、年間75家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。</p> <p>(ア) 実施延家族数が年間125家族以上 年額 <u>2,010,000</u>円 (イ) 実施延家族数が年間125家族未満 年額 <u>1,005,000</u>円 イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。</p> <p>認定額＝家族療法事業費加算分保護単価×その施設の5月初日の定員</p> $\left[\begin{array}{l} \text{家族療法事業費加算分保護単価} \\ \text{(10円未満については四捨五入)} \\ \text{= 1施設当たり年額} \div \text{その施設の5月初日の定員} \end{array} \right]$ <p>3 施設入所児童家庭生活体験事業 (1) 事業の内容等 ア 対象児童 本事業の対象児童は、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び<u>情緒障害児短期</u>治療施設の措置児童であって、里親あるいはボランティア家庭等（以下「委託家庭」という。）で家庭生活を体験させることが適当であると施設長が認める児童であること。なお、保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童、保護者がいる場合でも養育拒否等家庭復帰が見込まれない児童を優先すること。</p> <p>イ 対象施設等 本事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに認めるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 <p>ウ 事業の実施及び内容 児童養護施設等の入所児童を週末及び夏季休暇等の連続した休暇の期間等を利用して、委託家庭において家庭生活を体験させることにより、社会性の涵養、情緒の安定、退所後の自立を促進すること。</p> <p>(2) 加算の方法等 本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業の限度額 本事業の実施に関する経費は、次のとおりとする。</p> <p>① 委託先が未委託里親家庭及びボランティア家庭（子育て支援員研修（社会的養護コース）受講者等がいる家庭）である場合 加算額＝151,800円×その施設の年間対象者数</p>

改正後	現行
<p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>4 支出対象経費 (略)</p> <p>第4 報告等</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>② 委託先が①以外の家庭である場合 加算額=105,600円×その施設の年間対象者数</p> <p>イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする 加算額=105,600円×その施設の年間対象者数</p> <p>ウ 実所要額が年間を通して加算額に満たない場合は、その満たない額とすること。</p> <p>4 支出対象経費 ・給料 ・職員手当等 ・共済費 ・賃金 ・需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費) ・役務費(通信運搬料。ただし、施設入所児童家庭生活体験事業に限り、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。) ・旅費(交通費) ・謝金 ・備品購入費 ・原材料費 ・使用料及び賃借料</p> <p>第4 報告等</p> <p>1 本事業の経理は、平成23年7月27日雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」により行う(ただし、平成27年3月31日までの間は、引き続き「平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知「社会福祉法人会計基準の制定について」等により行うことができる。)ものであるが、一般事業及び特別事業ごとの収支の内訳について、補助簿などを設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。</p> <p>2 本事業を実施した施設は、翌年度4月末日までに別紙様式1を参考とした事業実績報告書を都道府県知事に提出すること。また、特別事業を実施した施設は、各々、別紙様式3を参考とした児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5を参考とした家族療法事業実施報告書も併せて提出すること。</p> <p>3 都道府県知事は、本事業を実施した施設については、監査時等随時事業の検証を行うこと。</p> <p>4 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部(局)長は、別紙様式3の児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5の家族療法事業実施報告書を翌年度4月末日までに当局家庭福祉課長あて提出すること。</p>

別紙様式 1

施設機能強化推進費加算申請・報告書

- 1 施設の名称及び所在地：
 - 2 設置主体及び経営主体：
 - 3 入所児（者）の定員及び現員：
 - 4 申請（支出済）額：
 - 5 事業内容等
- (1) 事業実施計画（実績）及び支出予定（済）額

現行

事業の種類	事業名	事業内容		支出予定（済）額			
		実施時期	内容	総事業費	科目	金額	積算内訳
社会復帰等自立促進事業	〇〇〇〇事業			円	印刷製本費 旅費 ・ ・	円	
専門機能強化事業	〇〇〇〇事業				光熱水費 消耗品費		
総合防災対策強化事業					賃金 委託費		
合計	事業	—	—		—	—	—

(記入上の注意)

広域入所促進事業の実績報告については、「内容」の欄に広域入所世帯数（実数）も記入（実績報告時のみ）すること。

改正後

別紙様式 1 (略)

改正後

別紙様式2 (略)

現行

別紙様式2

番 号
令和 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長
児 童 相 談 所 設 置 市

令和 年度児童養護施設分園型自活訓練事業実施施設指定状況について

標記について、昭和62年5月20日児発第450号厚生省児童家庭局長通知の第3の1の(1)のイに基づき報告する。

1. 令和 年度分園型自活訓練事業実施施設指定状況

所管児童養護施設数	分園型自活訓練事業実施施設申請施設数(注1)	うち指定施設数(注2)

(注1) 都道府県市に申請があった施設の数を入力すること

(注2) 都道府県市に申請があったもののうち、指定されたい施設の数を入力すること。

2. 令和 年度分園型自活訓練事業指定施設一覧……………別紙

改正後

別紙 (略)

現行

別紙

令和 年度 分園型自活訓練事業指定施設一覧

(都道府縣市名 :)

番号	指定施設名	経営主体	分園型自活訓練事業 事業開始年月日

改正後

別紙様式3 (略)

現行

別紙様式3

番 号
令 和 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部(局)長
児 童 相 談 所 設 置 市

令和 年度児童養護施設分園型自活訓練事業の実施状況について

標記について、昭和62年5月20日児発第450号厚生省児童家庭局長通知の第4の4に基づき報告する。

1. 令和 年度分園型自活訓練事業実施施設指定状況

所管児童養護施設数	うち指定施設数(注)

(注)都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

2. 令和 年度児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書……………別紙

別紙

令和 年度 児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書

令和 年 月 日

都道府県市名

1. 本体施設の状況

施設名		所在地	〒	定員(暫定定員)	現員
設置主体		経営主体		人(人)	人

2. 分園施設の状況

所在地	住居区分(○印を記載)	所有状況	建物の構造	面積	建物全体 m ²	現員(平均)
〒	一戸建て・職員宿舎・アパート その他[]				利用面積 m ² 子どもの居室面積 室 m ²	

3. 自活訓練を行った子どもの状況(対象となった子ども全てについて記載すること。)

NO.	年齢	性別	訓練期間	措置解除年月日	就職先等	生活の場	備考
1			月～ 月	年 月 日			
2							
3							
4							
5							
6							
7							

<担当職員の状況>

NO.	年齢	性別	配置状況(○印を記載)	職種
1			常勤・非常勤 専任・兼任	
2			常勤・非常勤 専任・兼任	
3			常勤・非常勤 専任・兼任	
4			常勤・非常勤 専任・兼任	

<記載上の注意>

1. 本体施設の「定員」「現員」は年度当初の状況を記載すること。
2. 分園施設の「現員(平均)」は当該年度の各月初日の在籍児童数の合計を平均した児童数を記入すること。
3. 「生活の場」には、退所後の居住状況を記載すること。(例: 自宅、社員寮、アパート等)
4. 措置を継続している子どもについては「就職先等」の欄に年度末現在の状況を記入すること。(例: 高校2年在学中)

現行

改正後

別紙 (略)

改正後

現行

別紙様式 4

番 令和 年 月 号 日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長
児 童 相 談 所 設 置 市

令和 年度家族療法事業実施施設指定状況について

標記について、昭和 62 年 5 月 20 日児発第 450 号厚生省児童家庭局長通知の第 3 の 2 の (1) のウに基づき報告する。

1. 令和 年度家族療法事業実施施設指定状況

施設種別	所管施設数	家族療法事業実施施設 申請施設数(注 1)	うち指定施設数(注 2)
乳 児 院			
児 童 養 護 施 設			
児 童 心 理 治 療 施 設			
児 童 自 立 支 援 施 設			

(注 1) 都道府県市に申請があった施設の数を入力すること
(注 2) 都道府県市に申請があったもののうち、指定されたい施設の数を入力すること。

2. 令和 年度家族療法事業指定施設一覧……………別紙

別紙様式 4

番 令和 年 月 号 日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長
児 童 相 談 所 設 置 市

令和 年度家族療法事業実施施設指定状況について

標記について、昭和 62 年 5 月 20 日児発第 450 号厚生省児童家庭局長通知の第 3 の 2 の (1) のウに基づき報告する。

1. 令和 年度家族療法事業実施施設指定状況

施設種別	所管施設数	家族療法事業実施施設 申請施設数(注 1)	うち指定施設数(注 2)
乳 児 院			
児 童 養 護 施 設			
情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設			
児 童 自 立 支 援 施 設			

(注 1) 都道府県市に申請があった施設の数を入力すること
(注 2) 都道府県市に申請があったもののうち、指定されたい施設の数を入力すること。

2. 令和 年度家族療法事業指定施設一覧……………別紙

改正後

別紙 (略)

現行

別紙

令和 年度 家族療法事業指定施設一覧

(都道府縣市名：)

番号	施設種別	指定施設名	経営主体	家族療法事業 事業開始年月日

改正後

現行

別紙様式 5

番 令和 年 月 日 号

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長
児 童 相 談 所 設 置 市

令和 年度家族療法事業の実施状況について

標記について、昭和 62 年 5 月 20 日児発第 450 号厚生省児童家庭局長通知の第 4 の 4 に基づき報告する。

1. 令和 年度家族療法事業実施施設指定状況

施設種別	所管施設数	うち指定施設数 (注)
乳 児 院		
児 童 養 護 施 設		
<u>児 童 心 理 治 療 施 設</u>		
児 童 自 立 支 援 施 設		

(注)都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数
を記入すること。

2. 令和 年度家族療法事業施設別実施報告書……………別紙

別紙様式 5

番 令和 年 月 日 号

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長
児 童 相 談 所 設 置 市

令和 年度家族療法事業の実施状況について

標記について、昭和 62 年 5 月 20 日児発第 450 号厚生省児童家庭局長通知の第 4 の 4 に基づき報告する。

1. 令和 年度家族療法事業実施施設指定状況

施設種別	所管施設数	うち指定施設数 (注)
乳 児 院		
児 童 養 護 施 設		
<u>情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設</u>		
児 童 自 立 支 援 施 設		

(注)都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数
を記入すること。

2. 令和 年度家族療法事業施設別実施報告書……………別紙

改正後

別紙 (略)

現行

別紙

令和 年度 家族療法事業実施報告書

令和 年 月 日
都道府県市名

1. 本体施設の状況

施設名		所在地	〒
設置主体		経営主体	
定員 (暫定定員)		現員	
入所部門 人 (人)	通所部門 人 (人)	入所部門 人	通所部門 人

注) 「定員 (暫定定員)」「現員」は年度当初の状況を記入すること。

2. 家族療法実施状況

	件 数		月 平 均	
(ア)実施者数 (実数)	計	家 族	計	家 族
(入 所 児 童)		家 族		家 族
(通 所 児 童)		家 族		家 族
(在 宅 児 童)		家 族		家 族
(イ)実施延べ件数	計	家 族	計	家 族
(入 所 児 童)		家 族		家 族
(通 所 児 童)		家 族		家 族
(在 宅 児 童)		家 族		家 族
(ウ)1家族に対する回数(平均)	計	回	計	回
(入 所 児 童)		回		回
(通 所 児 童)		回		回
(在 宅 児 童)		回		回

注) (ウ)の値は(イ)÷(ア)となる。

3. 事業実施の設備

室の名称	室 数	面 積	家族療法 専 用	他との 兼 用	今 後 の 整 備 予 定
親子相談室	室	m ²	室	室	
心理治療室	室	m ²	室	室	
宿泊治療室	室	m ²	室	室	

4. 宿泊指導の有無及び回数 有 ・ 無 回